

去る2013年11月28日付で、文化庁から次のような承認証が送られてきました。



「文化財保護法第53条の規定に基づく公開承認施設であることを証する／承認の期間は平成25年11月28日から平成30年11月27日までとする」と書いてあります。この「公開承認施設」とはどのような施設のことを指しているのでしょうか？

国宝を含めた重要文化財は、広く皆さんに親しんでいただく機会を出来る限り確保したいところですが、材質上脆弱なものが多いため公開したら壊れてしまった、ではお話になりません。したがって、重要文化財の展示を計画する施設は、基本的にその都度文化庁長官に対して「わたしたちは文化財を適切に取り扱います、大丈夫です！しかもこれだけの人に観てもらえますよ！」ということを示して、許可を得なければならない仕組みになっています。しかし、あらかじめ「わたしたちは常日頃から重要文化財を展示するための諸条件をクリアしていますよ」ということを届け出れば、展示の都度許可を得なくてもよいという決まりがあります。この諸条件をクリアしている施設が、公開承認施設なのです。

参照：e-Gov | 文化財保護法 第五十三条（所有者等以外の者による公開）

では、どういう条件をクリアせねばならないのでしょうか。防火防犯体制がしっかりしているのはもちろんのこと、温湿度管理が適切に維持できる設備があるか、文化財の取り扱いに習熟した専任の学芸員が2名以上いるか、そして過去5年間に重要文化財を適切に公開した実績が3回以上あるか、などなど厳しい基準が盛りだくさん！

参照：文化庁 | 美術館・歴史博物館 | 公開承認施設

さらに、公開承認施設になったからといって、重要文化財を好き放題に展示できるというわけにはいきません。公開や公開のための移動で作品の損壊が進行するおそれがあれば、抜本的な修理を施すまで公開できませんし、そうでなくても原則として年2回以内、延べ60日以内（劣化の危険性が高ければ30日以内）に抑える、巻物を傾斜台で展示するときは原則30度以下の角度で、などなど、多岐に渡って取扱の条件が定められています。このような厳しい条件を幾つもクリアして、ようやく公開OKとなります。

参照：【PDF】国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年7月12日文化庁長官裁定）

日本美術の展覧会で、頻繁に展示替えがあつて、どのタイミングで観に行こうか困ってしまうこと、たまにありますよね？でも、あの頻繁な展示替えの理由のひとつに実はこのような重要文化財の公開条件が関係しています。ちょっと展示するだけなのに、こんなに細かく決められてるの？と驚かれるかも知れませんが、これらの条件を守ることによって、現在わたしたちが観ることのできる数々の文化財が、100年後、200年後にも現在と同じような状態を保ったまま、その時代の人々の眼を愉しませることができるのです。

(KS)